

# 給水装置工事設計施工指針改訂新旧対照表

令和5年4月改訂

苫小牧市上下水道部

頁	新	旧
一	<p><b>給水装置工事設計施工指針</b></p> <p>※目次の修正箇所については、当新旧対照表では省略する。</p>	
表紙	令和5年度改訂版	令和2年度改定版
18	<p><b>2.給水装置の申請</b></p> <p><b>2.1 申請書及び関係書類の提出</b></p> <p>&lt;解説&gt; ～省略</p> <p>6.申請者は、次の場合に利害関係人の承諾を得ること。ただし、民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 他人の土地又は家屋に給水装置の新設等する場合。</p> <p>(2) 他人の給水装置から分岐などして給水装置の新設等する場合。</p> <p>7.申請者は、民法第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、民法第213条の2第3項の規定による通知を行った旨を申請書の備考欄に記載すること。</p>	<p><b>2.給水装置の申請</b></p> <p><b>2.1 申請書及び関係書類の提出</b></p> <p>&lt;解説&gt; ～省略</p> <p>6.申請者は、次の場合に利害関係人の承諾を得ること。 _____</p> <p>(1) 他人の土地又は家屋に給水装置の新設等する場合。</p> <p>(2) 他人の給水装置から分岐などして給水装置の新設等する場合。</p> <p>_____</p>
30	<p><b>2.給水装置の申請</b></p> <p><b>2.10 市が行う検査</b></p> <p><b>1.市の検査は、主任技術者の立会いのもとで行うことを原則とする。</b></p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>1.市が行う検査の考え方</p> <p>適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第5条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。</p> <p>したがって、市の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が水道法に定める給水装置の構造及び材質、市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。</p> <p>2.検査の立会は、申請時に指定した主任技術者が行うことを原則とする。ただし、主任技術者がその責任のもと信頼できる現場の従事者に指示することにより、適正な検査を確実に実施できる場合はこの限りではない。</p> <p>市が主任技術者の立会を求めた場合には、求めに応じ立会うこと。</p>	<p><b>2.給水装置の申請</b></p> <p><b>2.10 市が行う検査</b></p> <p><b>1.市の検査は、主任技術者の立会いのもとに行う _____。</b></p> <p>&lt;解説&gt;</p> <p>1.市が行う検査の考え方</p> <p>適正な給水を確保するため、給水装置の構造及び材質の基準が施行令第5条に定められており、この基準に適合していない場合には、給水の拒否又は停止をすることとなる。</p> <p>したがって、市の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が水道法に定める給水装置の構造及び材質、市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>